

帯広市立学校設置条例の一部改正について
帯広市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和2年3月2日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市立学校設置条例の一部を改正する条例
帯広市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（市立小中学校及び義務教育学校）

第2条 市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の名称及び位置は、別表1
のとおりとする。

別表1 小学校の部帯広市立大空小学校の項及び中学校の部帯広市立大空中学校の
項を削り、同表に次のように加える。

義務教育学校

名称	位置
帯広市立大空学園義務教育学校	帯広市大空町11丁目4番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

帯広市立大空小学校と帯広市立大空中学校を統合し、帯広市立大空学園義務教育
学校を設置するため、条例の一部を改正しようとするものである。